7 生私振第 9 5 2 号 令和 7 年 1 0 月 1 5 日

各学校法人理事長 殿

東京都生活文化局私学部私学振興課長

伊 与 浩 暁

令和7年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業) に係る交付申請予定額一覧等の提出について(3次募集)

標記の件について、文部科学省から東京都に対して周知依頼がありました。該当がある場合は 下記により文部科学省へ交付申請予定額一覧等を提出してください。

本補助金は、1次募集については令和7年6月2日付け、2次募集については令和7年10月 1日付けで国が交付決定を行ったところではありますが、この度、**新たに交付を希望する学校法** 人に対し、再度の追加募集を行うものです。

該当がない場合は、交付申請予定額一覧等の提出は不要です。

記

1 対象学種

学校法人立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ※認定こども園については、対象外となることにご留意ください。

2 追加募集の対象事業

教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱で掲げる補助 事業(別記1「特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない 支援体制整備事業」、別記2「医療的ケア看護職員配置事業」、別記3「外部専門家配置事業」)

3 提出書類

- (1) 交付申請予定額一覧
- (2) 事業実施計画書(別記1~3様式1のうち 該当する事業のみ作成・提出)

上記のデータ等は、10月15日(水曜日)19時以降、以下のURLにある

「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」からダウンロードできます。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki

4 提出期限

令和7年11月4日(火)17:00 ※締切厳守

- 5 提出方法 ※学校法人から直接、文部科学省に提出してください。
- (1) 「3 提出書類 (1)、(2)」それぞれの Excel ファイルと PDF ファイルを以下の Box リンク先に格納してください。

https://mext.ent.box.com/f/29b17b442bef4d82acde33ed663027db

※PDF ファイルは1つにまとめて、ファイル名は「【学校法人名】R7 交付申請予定額一覧・事業実施計画書 $(R7 \cdot 3 \ \%)$ 」としてください。

※ZIPファイルにしないでください。

(2) ファイル格納後、提出した旨を以下メールアドレスまでご一報ください。

※セキュリティの関係でBox での提出ができない場合は、文部科学省へ電話でご一報の上、 同メールアドレス宛に提出してください。

文部科学省特別支援教育課支援第一係 メールアドレス: seika@mext.go.jp

※件名は【格納済・学校法人名】」R7 3次募集交付申請書」としてください。

6 留意事項

- (1) 事業実施計画書の作成に当たって、「(経費の配分・使用方法)」における「内訳」については、使途及び数量等が把握できるように詳細に記載してください。
- (記載例) 消耗品費:コピー用紙代 ○○箱×○○円=○○円

諸謝金:○○協力者会議(会議出席謝金) ○人×○回×○○円=○○円

(2) 令和7年度の交付内定額の決定においては、交付申請予定額及び事業実施計画書に記載の 経費を精査し、文部科学省において以下の経費を対象外と整理しています。<u>補助対象外と整</u> 理している経費が計上されていないことを確認の上、提出してください。

(参考) 補助対象外と整理する経費

- <補助事業全体>
- ・補助対象目的外の経費であり、補助対象外であると文部科学省が整理した経費
- <医療的ケア看護職員配置事業>

上記に加え、特に申請時に確認いただきたい補助対象外と整理する経費

- ・医療機器 (パルスオキシメーター、体温計等)
- ・医療的ケア児受入れのための整備(フロアマット、ベッド、ポータブルトイレ等)
- ・研修実施に係る経費(研修講師派遣・会議費・研修受講料)
- ・指示書の発行に係る経費
- (3)過去の実績等を考慮し、実績報告時において不用額が過多とならないようにしてください。 過年度の交付決定額に対する不用額の割合等に応じて調整を行い、傾斜をつけて交付内定が 行われます。調整について、令和8年度以降は範囲や程度が拡大される予定です。

- (4) 本年度の国予算の範囲内での内定となるため、執行や申請の状況によって交付申請予定額 通りの交付とならない可能性があります。
- (5) 交付内定前に発生した費用については補助対象外となります。

くよくあるご質問(回答:文部科学省)> ※下線部は今回追加された記載

- Q1:申請・交付決定・精算等の補助金に関する事務手続きは学校法人と文部科学省が直接やり 取りするのか。
- A1: 令和7年度分については、学校法人と文部科学省が直接、補助金に関する事務手続きを行います。令和8年度以降については、令和7年度の申請状況等を踏まえ検討する予定です。
- Q2:障害のある医療的ケア児を受入れている学校法人立の幼稚園において、切れ目ない支援体制整備充実事業(医療的ケア看護職員配置事業)と私学助成(幼稚園等特別支援教育経費)を重複して活用することは可能か。
- A2:同一の取組に対して国の補助金を重複して交付することは認められません。ただし、取組 ごとに財源や用途等を明確に区分することが可能な場合、それぞれの補助金に申請することは可能と考えます。例えば、障害のある医療的ケア児受入れのための取組として、①医療 的ケア看護職員の配置と、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入を行う場合、 取組毎に切り分けを行い、①医療的ケア看護職員の配置については切れ目ない支援体制整 備充実事業 (医療的ケア看護職員配置事業)、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入については私学助成 (幼稚園等特別支援教育経費) に申請するといったことが考えられます。
- Q3:医療的ケアとは何を指すのか。
- A3:一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。具体的な行為が医行為に該当するか否かについては、都道府県の医事担当課にご確認をお願いします。なお、本補助事業は医療的ケアを行うために看護師等及び介護福祉士等を配置するために係る経費を補助するものであり、医療的ケアを行う者が医療的ケア以外の業務に従事している場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上することとします。

7 今後の予定 (案)

【3次募集】

令和7年11月4日 交付申請予定額一覧等 提出締切 令和7年12月上旬 交付内定·交付申請 提出依頼 令和8年1月上旬 交付申請 提出締切 令和8年2月上旬 交付決定

【変更交付】

令和7年10月1日 状況報告書等 提出依頼 令和7年11月4日 状況報告書等 提出締切 令和7年12月頃 変更交付内定・変更交付申請 提出依頼 令和8年1月頃 変更交付申請 提出締切 令和8年2月頃 変更交付決定

【精算手続き等】

令和8年3月上旬 実績報告書等 提出依頼 令和8年4月中旬 実績報告書 提出締切 令和8年4月下旬 額の確定

8 本件問合せ先

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係 TEL: 03-6734-3192 Eメール: <u>seika@mext.go.jp</u>

9 本通知の送付に係る問合せ先

東京都生活文化局私学部私学振興課助成担当 Eメール: S1161501@section.metro.tokyo.jp